

令和7年6月1日現在

介護予防・日常生活支援総合事業 サービス提供事業者基準書

新見市健康福祉部高齢者支援課

目次

令和7年6月1日現在

◇訪問型サービス

総合事業訪問介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
緩和型訪問介護A	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
緩和型訪問介護B	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
助け合い訪問介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4

◇通所型サービス

総合事業通所介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
緩和型通所介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
短期集中型サービス事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

◇その他サービス

栄養改善配食サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
------------	------------------	-----

1. 訪問型サービス

①総合事業訪問介護(国基準相当サービス)

対 象		介護保険事業所
訪問型サービスの基準	人 員	【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【訪問介護員等】 常勤換算方法で、2.5以上 [資格要件] *いずれか ・介護福祉士 ・生活援助従事者研修修了者 ・介護職員初任者研修等修了者 【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) [資格要件] *いずれか ・介護福祉士 ・実務研修修了者等
	設 備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品
	運 営	①運営規程等の説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提供サービス	内 容	①入浴、外出、排せつ、服薬介助 等 ②掃除や整理整頓 ③生活必需品の買い物 ④食事の準備や調理 ⑤衣類の洗濯や補修 ⑥薬の受け取り ⑦ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
	提供時間	1回45分～60分程度
	対象にならないサービス	①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理等
サービス単価		厚生労働省告示第72号 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 に掲げる単位数に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。
自己負担		介護給付負担割合と同じ

②緩和型訪問介護A(指定)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対 象		介護保険事業所・民間企業・NPO等
訪問型サービスの基準	人 員	【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【従事者】 1人以上必要数 [資格要件] * いずれか ・介護福祉士 ・生活援助従事者研修修了者 ・介護職員初任者研修等修了者 ・1年以上介護保険事業所で介護職員としての経験がある者 【サービス提供責任者】常勤の従事者のうち利用者50人に1人以上必要数 [資格要件] 上記、従事者に同じ * 要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある。
	設 備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品
	運 営	①運営規程(生活援助に限る)等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持健康状態の管理 ④従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提供サービス	内 容	①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理 ④衣類の洗濯や補修 ⑤薬の受け取り ⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
	提供時間	1回45分程度
	対象にならないサービス	①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理 ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他
サービス単価		①専門職が提供する場合 1回 230単位/回*1 ②専門職が提供しない場合 1回 172単位/回 上記①②の単位に10円を乗じた額 *1介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 *2加算は初回加算(2,000円)のみ
自己負担		介護給付負担割合と同じ

③緩和型訪問介護B(委託)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対象		民間企業・NPO等
訪問型サービスの基準	人員	【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【従事者】 1人以上必要数 [資格要件] *いずれか ・認知症サポーター養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者 【訪問事業責任者】 従事者のうち1人以上必要数
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品
	運営	①提供拒否の禁止 ②従事者の清潔の保持健康状態の管理 ③従事者または従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑥高齢者虐待防止の対応等
	事務	①サービス費請求事務(請求先:新見市)
提供サービス	内容	①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理衣類の洗濯や補修 ④薬の受け取り ⑤ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
	提供時間	1回 60分程度
	対象にならないサービス	①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理 ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他
サービス単価		1回 1200円(回数単価制)
自己負担		介護給付負担割合と同じ

④助け合い訪問介護(住民主体サービス)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対 象		地縁組織、NPO等
訪問型サービスの基準	人 員	【管理者】 1人以上 [資格要件]*いずれか ・認知症サポーター養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者 【従事者】 1人以上必要数 【訪問事業責任者】 不要
	設 備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品
	運 営	①従事者の清潔の保持健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤高齢者虐待防止の対応 等
	事 務	補助請求事務(請求先:新見市)
提供サービス	内 容	①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理 ④衣類の洗濯や補修 ⑤薬の受け取り ⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
	提供時間	1回45分程度
	対象にならないサービス	①入浴、外出、排せつ、服薬介助他 ※医療行為及び身体介助
サービス単価		サービス提供者による設定
自己負担		全額自己負担

2. 通所型サービス

①総合事業通所介護(国基準相当サービス)

対象		介護保険事業所
通所型サービスの基準	人 員	【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【生活相談員】専従1人以上 【看護職員】専従1人以上 【介護職員】 ・15人まで専従1人以上 ・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) [資格要件]なし 【機能訓練指導員】 1人以上
	設 備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品
	運 営	①運営規程等の説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提 供 サービス	内 容	通所介護と同様のサービス (介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による)
	提供時間	提供時間:1回3時間以上 利用回数:要支援1は、週1回程度で月4回まで 要支援2は、週2回程度で月8回まで ※事業対象者は、移行前の要支援認定による。
サービス単価		厚生労働省告示第72号 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 に掲げる単位数に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。
自己負担		介護給付負担割合と同じ

②緩和型通所介護(指定)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対 象		介護保険事業所・民間企業・NPO等
通所型サービスの基準	人 員	【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 [資格要件]*いずれか ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・介護福祉士と同等以上の保健医療介護の有資格者 【従事者】 ・15人まで専従1人以上 ・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.1人以上
	設 備	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
	運 営	①運営規程(提供時間、送迎の有無)等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応 等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提 供 サービス	内 容	通所介護と同様のサービス * 入浴は除く。事業所の判断により実費程度徴収で提供することも可能。
	提供時間	提供時間: 1回3時間以上 利用回数: 要支援1は、週1回程度で月4回まで 要支援2は、週2回程度で月8回まで ※事業対象者は、移行前の要支援認定による。
サービス単価		①4時間未満 315単位/回 ②4時間以上 360単位/回 ①②の単位に10円を乗じた額 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上による加算は、厚生労働省告示第72号 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が 定める基準別表に掲げる単位数に10円を乗じた額。
自己負担		介護給付負担割合と同じ。入浴料は実費。

③短期集中型サービス事業

対 象		民間事業所等
通 所 型 サ ー ビ ス の 基 準	人 員	【管理者】 1人以上 【従事者】 1人以上必要数 [資格要件]*いずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師または看護師 ・管理栄養士
	設 備	①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
	運 営	①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(委託契約等)
提 供 サービス	内 容	生活機能を改善するための運動器の機能向上等
	提供時間	原則1週間に1回1時間以上の3カ月間短期プログラム
サービス単価		7,600円／月 ※3か月間
自己負担		介護給付負担割合と同じ

3. その他サービス

①栄養改善配食サービス

対象		地縁組織、NPO、民間事業者等
訪問型サービスの基準	人員	【管理者】 1人以上 [資格要件]*いずれか ・栄養士 ・調理師 ・認知症サポーター養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者 【従事者】 1人以上必要数 【訪問事業責任者】 不要
	設備	①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし) ②必要なその他の設備・備品
	運営	①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等
	事務	補助請求事務(請求先:新見市)
提供サービス	内容	栄養改善のための配食及び安否確認
	提供内容	1週間に2回以上の配食と安否確認
サービス単価		運営費の補助(施設使用料・光熱費・事務費等)
自己負担		食材や材料費等の実費